

建築物省エネ法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度に係る 評価料金規程

株式会社安心確認検査機構

平成29年5月1日制定

令和5年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この建築物省エネルギー性能表示に係る評価申請料金規程は、株式会社安心確認検査機構（以下「安心確認」という。）が別に定める建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程（以下「規程」という。）に基づき、安心確認が実施する評価料金（以下「評価料金」という。）について、必要な事項を定める。

(審査料金の額)

第2条 審査料金の額は、申請1件につき、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の審査料金の額は、類似する住宅の技術的審査が一括又は効率的に実施できる場合等には、実費を勘案して減額することができる。

(評価料金の徴収)

第3条 評価料金は、BELSに係る評価申請書の受理時に徴収する。

2 前項の評価料金の徴収時期は、依頼者との協議により、依頼の時期の異なる物件をまとめた一括納入等別の方法によることができる。

3 評価料金の徴収方法は、現金又は当機関の指定する金融機関口座振込みのいずれかの方法による。ただし、安心確認がやむを得ないと認めた場合には、別の徴収方法によることができる。

4 前項の審査料金の納入に要する費用は、依頼者の負担とする。

(適合証の再交付料金)

第4条 依頼者が適合証を紛失又はその他の理由により再交付を申請する場合には、再交付料金として1件当たり **4,400円（税込）** を徴収する。

附則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

住宅に係る評価料金

(税込金額 単位:円)

	審査条件		料 金
	一戸建ての住宅	単独審査	
併願審査		設計住宅性能評価	22,000
		長期優良住宅認定技術的審査	
		低炭素認定技術的審査	
		性能向上計画認定技術的審査 (30条)	
		基準適合認定技術的審査 (36条)	
共同住宅等	審査条件		料 金
	単独審査 (住戸のみ)		基本料金+戸あたりの料金×対象住戸数 ・基本料金 110,000 ・戸あたり料金 2,200
	単独審査 (建築物全体の審査)		基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 ・基本料金 110,000 ・戸あたり料金 2,200 ・共用部料金 110,000
	併願審査	設計住宅性能評価	上記審査料金の2分の1の額とする
		長期優良住宅認定技術的審査	
		低炭素認定技術的審査	
性能向上計画認定技術的審査 (30条)			
基準適合認定技術的審査 (36条)			

※1 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の料金は、「建築物全体の審査」の料金とする。

※2 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。

※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。

※4 変更申請料金は当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。

※5 改修前後の評価を行う場合は、上表の料金に同表の2分の1の額を加算した料金とする。